

育児時短就業給付受給資格確認 育児時短就業給付金の初回支給申請



以下のいずれかの場合の被保険者が育児時短就業給付の受給資格が確認されます。

- ①育児休業から連続して育児時短勤務を開始する場合（育児休業の復帰日から育児時短就業を開始した場合のほか、復帰日から起算して育児時短勤務を開始した日の前日までの期間が14日以内の場合も含む）
- ②育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限り、）が12か月以上ある場合

1. 提出書類と添付書類

- 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金月額証明書
 - ・記載内容の確認できる賃金台帳、出勤簿等の書類
（※①育児休業から連続して育児時短就業を開始する場合は不要です）
- 育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書
 - ※ 被保険者の方のマイナンバーを記載して提出してください
 - ・被保険者が事業主に提出した育児時短勤務申出書
 - ・変更前の週所定労働時間がわかるもの（労働条件通知書等）
 - ・母子手帳の出生届出済証明書のページの写し
（育児休業から連続して育児時短就業を開始する場合は不要です）
 - ・育児時短就業給付金支給申請の記載内容を確認できる出勤簿・賃金台帳等の書類
 - ・払渡希望金融機関指定届（申請書中央部）に記載した口座確認の書類
（通帳の1ページ目の写し等）
※育児休業給付金等の申請時に登録した口座と変更がない場合は不要です。

※時短勤務となった際に週所定労働時間が20時間を下回る場合は、下記書類の添付も必要です。

- ・子が小学校就学までに20時間以上に復帰する前提であることが確認できる書類（就業規則等）

- ・ 提出先： 事業所の所在地を管轄するハローワーク
- ・ 提出期限： ①受給資格確認手続きのみの場合
初回の支給申請を行う日まで
②初回の支給申請も同時に行う場合
最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4ヶ月経過する日まで
- ・ 支給方法： 支給決定された場合、お届け先の金融機関口座へ支給決定後、約1週間で入金

※ 場合によっては、上記の必要書類以外に追加で書類の提出を依頼することもあります。あらかじめ、ご了承ください。

〒669-1531 三田市天神1-5-25
神戸公共職業安定所 三田出張所 業務係
TEL 079-563-8609